

4 もしも組合の規模が小さかったり、組合がなかったりしたらどうなるの？

間違いなく勤務条件の改善は滞り、逆に悪化が起きます。組合員数が少ない（＝組織率が低い）組合からの要求を、当局は「教職員全体からの真摯な要求」と受け取らないからです。

そもそも組合が存在しなければ、当局との交渉が行われません。教職員が個人レベルでいくら改善を訴えても、その話を聞いたり、協議に応じたりする法的義務は当局にはありません。一方、地方公務員法第52条によって活動が保障された私たち広高教組との交渉は、当局は真摯に応じる法的義務があります。これにより、勤務条件の改善が実現できているのです。

5 組合費はなぜ必要なの？ 何に使われているの？

組合（職員団体）の結成及び活動は法的に保障されていますが、活動の費用までは保障されないため、構成員すなわち組合員で応分負担して拠出する必要があります。これが組合費です。例えば2024年度、本務者の教諭の組合費は、一つの目安としては30歳で月額約6,500円、40歳で約7,700円、50歳で約8,500円です。決して安くはありません。ただ、広高教組の運動方針を決める「大会」、活動の具体を決める「委員会」、前掲2で紹介した諸活動等の経費は、全て組合費でまかなわれています。また、会議や活動に出席・参加した組合員には、距離に応じ旅費が支給されています。

書記局（組合の事務所）を設置し、平日昼間であっても専従の役員や書記が組合の業務（確定交渉、県教委との日常的な協議、組合員からの相談対応、日教組等の会議への出席、支部及び分会への文書・通信等の作成、発送等）に集中することができるのも、組合費があるからです。

私たちが「主体的な働き方」を確立するための「一定のコスト」を応分負担するのが組合費だと理解してください。なお、予算の決定や会計監査、会計報告については、大会や委員会で取り扱われ、民主的に決定されています。

6 高校生協・教職員共済・中国ろうきんにも加入し、助けあいの輪をひろげよう！

■ 広島県高等学校生活協同組合（高校生協）

くらしと健康と平和を守る」という願いの実現をめざして活動しています。構成員は広高教組組合員に限定されず、管理職等も多く加入しています。出資金14,000円（月500円の28回払い）が必要ですが、脱会時には出資配当金・利用分量割戻金を加算し全額返還されます。

■ 教職員共済生活協同組合（教職員共済）

全国の学校、教育機関を職域とする共済生協として唯一厚生労働省から認可を受けている相互扶助団体です。組合員とその家族の万一に備えるための死亡保障や医療保障をはじめ、自動車事故や火災・自然災害などに備える損害補償、業務中や日常生活における賠償事故に備える賠償責任補償までさまざまな共済を提供しており、高校生協が総合代理店となっています。

■ 中国労働金庫（中国ろうきん）

日本で唯一の“労働者がつくった労働者のための”営利を目的としない福祉金融機関で、広高教組はその会員です。コンビニATMの利用手数料が実質無料になるなど、利益は商品やサービスを通じて私たち労働者に還元されます。融資商品には、組合員限定の優遇金利が適用されるものもあります。

みなさんも広高教組に加入して
「主体的な働き方」をしましょう！
ご不明な点は、勤務校の分会長又は下記まで。

広島県高等学校教職員組合

〒732-0825 広島市南区金屋町 1-17 ワークピア広島 6 F
TEL (082) 261-1770
FAX (082) 261-1771
ホームページURL <https://www.hirohstu.jp/>

